

ノルウエーにおける犯罪被害者庁の現在（いま）

——暴力犯罪被害補償庁及び犯罪被害者支援地方事務所を中心として——

齋 藤 実

1 はじめに

「犯罪被害者庁」という言葉は、必ずしも日本において十分に認知されてはいない。しかし、犯罪被害者庁の存在は、北欧、とりわけノルウエーやスウェーデンでは犯罪被害にあった方々の支援に携わる官庁として、広く認知されている。現在北欧の犯罪被害者支援政策は、世界でも最先端のものとなっているが、その理由の一つには犯罪被害者庁の存在が大きい。

二〇一一年にノルウエーで七七名の方々が命を落としたテロに際しても、犯罪被害者庁がテロ直後からテロ被害者の支援を行い、その直後に犯罪被害者庁の職員数も増員するなど手厚い対応をしている。同庁は、テロから四年経過した現在でも、引き続き支援を行っている。のみならず、同庁は、テロだけではなく不幸にして犯罪の被害にあった方々への支援を一元的かつ総合的に担い、責任を果たしている。

これに対して、日本では、このような一元的かつ総合的に犯罪被害者支援を行う官庁は存在せず、犯罪被害者を

扱う官庁は幾つにもまたがっている状況にある。犯罪被害者白書では、犯罪被害者等施策関係省庁として、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、そして海上保安庁の九つの官庁をあげている。⁽¹⁾日本では、実に九つの官庁が犯罪被害者支援にあたっているが、それゆえ、縦割り行政の弊害等が生じていることは否めない。

国内を見渡すと、近年、犯罪被害者庁を日本でも作るべきではないか、という考えが徐々に出てきている。特筆するべきは、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会の活動である。同委員会では有田佳秀委員長のもと、犯罪被害者庁を日本でも設立するべきではないかとの問題意識を持ち、現在積極的に活動をしている。⁽²⁾

犯罪被害者庁については、幾つかその内容を紹介する論文も出てきているが、本稿では、今まで十分に紹介されなかった、ノルウェーの犯罪被害者庁（暴力犯罪補償庁及び犯罪被害者支援地方事務所）について紹介し、日本での犯罪被害者庁導入について考えていきたい。

2 日本の状況について

(1) 犯罪被害者支援を管轄する官庁

現在、日本では九つの官庁が犯罪被害者支援政策を管轄していることは既に述べたとおりであるが、これを担当部局で示すと、更に細かく分かれる。すなわち、内閣府犯罪被害者等施策推進室、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、内閣府男女共同参画局、警察庁（国家公安委員会）長官官房、金融庁監督局保険課、同庁検査局、総務

省大臣官房、同省自治行政局、法務省司法法制部、同省民事局、同省刑事局、同省矯正局、同省保護局、同省人権擁護局、文部科学省生涯学習政策局、同省初等中等教育局、同省高等教育局、同省科学技術・学術政策局、同省スポーツ・青少年局³⁾、厚生労働省政策統括局(社会保障担当)、同省大臣官房地方課、同省医政局、同省健康局、同省労働基準局、同省職業安定局、同省雇用均等・児童家庭局、同省社会・援護局、同省障害保健福祉部、同省保険局、国土交通省自動車局保障制度参事官室、同省住宅局住宅総合整備課、海上保安庁、である。

このように、日本の犯罪被害者支援に携わる官庁は、極めて多岐にわたる。多くの官庁が犯罪被害者支援に関心を持つこと自体は、重要なことであるかもしれない。もつとも、様々な官庁が担当しているため、それぞれの官庁や担当部局との連携が十分には取れていないおそれがあることから、縦割り行政の弊害が生じる可能性が否定できない。官庁間の狭間に該当するケースの場合、国の支援から漏れ落ちしてしまう可能性すらある。また、支援を求める犯罪被害者の視点に立つて考えると、あまりに多くの官庁が対応するために、どの官庁に支援を求めればよいか不明確になるなどの問題も生じうる。

(2) 内閣官房・内閣府見直し法案について

このように様々な官庁が犯罪被害者支援を管轄しているが、その中でも内閣府が中心となって犯罪被害者支援政策を進めてきた。例えば、内閣府は、二〇〇四年の基本法制定以降、二〇〇五年及び二〇一一年、二度の犯罪被害者支援の基本計画の策定を行ってきた。この基本計画が、日本の犯罪被害者政策を進めてきた。さらに、内閣府は、現在、第三次の犯罪被害者基本計画が策定している。また、「犯罪被害者白書」も内閣府において作成されている。このように見てくると、内閣府の存在は、現在の日本の犯罪被害者支援に欠かすことのできない中心的な

官庁である。

このような状況のもと、「内閣の重要政策に関する総合調整に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案」が提出され、二〇一五年九月四日参議院を通過した。⁽⁴⁾これにともない、犯罪被害者等施策は、内閣府から国家公安委員会に移管されることになる(なお、施行期日は、二〇一五年四月一日。もつとも、「犯罪被害者等施策推進会議については、引き続き内閣府本府に置き、同会議の庶務は、国家公安委員会において処理する」⁽⁵⁾とされている)。

本法律は、国家公安委員会に、従来の犯罪被害者支援の役割に加え、内閣府の役割も担わせるという意味を持つ。その意味で、結果的に、国家公安委員会への集約化を進めるという意味を持ち、担当官庁の一元化の方向を進めるものではある。もつとも、本法律のそもそもの目的は、内閣官房・内閣府に政策課題が集中しすぎてしまっているため、「一定期間を経過したような課題については施策の進捗状況等を踏まえて必要に応じて見直しを図っていく」、その一環として事務を各省等に移管するというものである。⁽⁶⁾すなわち、この法律は、あくまでも、内閣官房・内閣府のスリム化のためのものであり、犯罪被害者支援のためのものではない。しかも、犯罪被害者支援の中心的役割を果たしてきたのが内閣府であることから、国家公安委員会にその役割がスムーズに移行できるか、疑問の声は大きい。また、国家公安委員会に従来の役割に内閣府の役割も加わり集約化の方向に進むとしても、依然として犯罪被害者支援に携わる官庁が多岐にわたることには変わりはない。

(3) 地方公共団体の状況について⁽⁷⁾

地方公共団体の責務は、犯罪被害者基本法五条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支

援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされている。また、第二次基本計画では、施策主管課及び総合的窓口の設置、見舞金制度等の導入促進、中長期的な居住場所の確保、ハンドブックの作成・活用等を要請している。これらを踏まえて、地方公共団体の犯罪被害者支援体制はとられているが、依然として、地域格差が大きいと言わざるをえない

第二次基本計画の進捗具合を数値で見ながら、具体的な地域格差を見ていきたい。犯罪被害者等施策主管課の確定状況（カッコ内は都道府県、政令指定都市、市町村の数）は、都道府県（四七）四七、政令指定都市（二〇）二〇、市区町村（一七二二）一七一〇となっている。都道府県及び政令指定都市では一〇〇％に達しており、市区町村の九九・四％には犯罪被害者等施策主管課がある。次に、総合対応窓口の設置状況については、都道府県及び政令指定都市はいずれも一〇〇％であるものの、市区町村の設置数は一五四九と九〇・〇％となり、一〇％の市区町村で設置されていない。特に、都道府県別に見ると福岡県では五三・四％、岐阜県で五二・四％の市区町村にしか、総合対応窓口は設置されていないとなっている。また、総合対応窓口が形式的には存在しているとしても、実質的にどこまで機能しているかは、地域により異なる。

また、条例制定、計画・指針策定等の状況を見ると、都道府県四三（九一・五％）、政令指定都市一三（六五％）、市区町村では四二七（二四・八％）にとどまる。もちろん、条例の制定をするか否かは各地方公共団体の判断となるが、地方公共団体が被害者支援政策を担う以上、条例の制定は重要である。また、見舞金制度を導入促進している地方公共団体は、都道府県二（四・三％）、政令指定都市二（一〇％）、市区町村一〇二（五・九％）にとどまっている。さらに、公営住宅等の入居に際しての配慮をしている地方公共団体は、都道府県四一（八七・二％）、政令指定都市一二（六〇％）、市区町村二〇五（一一・九％）となっている。なお、この二〇五の市区町村のうち、

配慮の内容を具体的にみると、抽選によらず入居六〇、入居要件の緩和四八、抽選倍率の優遇五六、その他七五となっている（なお、市町村によっては複数の制度を利用しているところもある）。最後に、第二次基本計画では、ハンドブックの作成・活用についても要請しているが、都道府県四五（九五・七％）、政令指定都市九（四五％）、市区町村二五（四・四％）となっている。

第二次基本計画では、施策主管課及び総合的窓口の設置、見舞金制度等の導入促進、中長期的な居住場所の確保、ハンドブックの作成・活用等の要請をしているが、今まで見てきたように、地方公共団体ごとのバラつきが生じ、地域格差があることは否めない。ある日突然犯罪被害者になった場合に、犯罪被害者が支援されるか否かは、どこに住んでいるのかによることになる、という地方公共団体間の格差が生じているのである。このように見ると、地方公共団体に犯罪被害者支援を担わせることも一定の意味はあるが、このような地域格差をなくすためには、次のノルウェーの例に見るように、国が積極的に地方での被害者支援に乗り出すことが必要であろう。

3 北欧の犯罪被害者庁について⁽⁸⁾

(1) はじめに

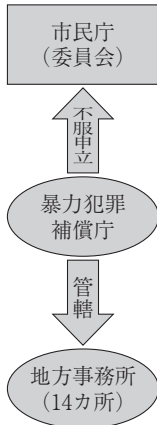
北欧、その中でもノルウェーとスウェーデンの被害者支援政策に目を向けると、国が犯罪被害者支援のために独立した官庁を作り、一元的かつ総合的に犯罪被害者支援を行う、という点で共通する。本稿では、両国の犯罪被害者庁について一通りの説明を加えるが、特に、二〇一一年七月二二日にノルウェーで起きたテロ被害者支援にもあ

たっている、ノルウェーの犯罪被害者庁（その中でも「暴力犯罪補償庁」）を中心にして述べたい。

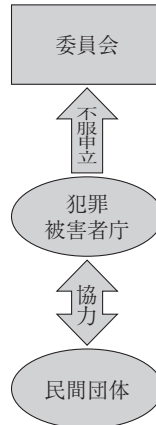
ただ、その前提として、ノルウェーの犯罪被害者庁の全容について簡単に説明する必要がある。というのは、スウェーデンでは犯罪被害者庁という官庁が存在するが、ノルウェーにはそのような名称の官庁自体は存在しないからである。ノルウェーという犯罪被害者庁とは、「暴力犯罪補償庁」（及びその傘下にある「犯罪被害者支援地方事務所」。以下単に「地方事務所」という。）と「市民庁」の総称を示している。暴力犯罪補償庁は、主に補償金の支給を担当する官庁であるのに対し、市民庁は、仮に被害者庁が補償金の支給の決定について不服がある場合に、その不服審査をする官庁である。さらに暴力犯罪補償庁は、その下部機関として、犯罪被害者に対して様々なアドバイス、情報提供、他機関との連携等を通じて犯罪被害者支援をする地方事務所をノルウェー全土一四カ所に有している。このように、ノルウェーでは、第一次的な犯罪被害者支援は暴力犯罪補償庁及び地方事務所が行い、補償金の給付等に不服があった場合の審査を市民庁が行っている。

本稿では、既に市民庁については別の機会に説明していること

ノルウェーの犯罪被害者庁



スウェーデンの犯罪被害者庁



犯罪被害者庁の組織図

から、市民庁やスウェーデンの犯罪被害者庁の説明は簡潔にとどめ、暴力犯罪補償庁及び地方事務所を中心に紹介する。⁽⁹⁾
⁽¹⁰⁾

(2) ノルウェーについて——市民庁を中心にして——

ノルウェーの犯罪被害者庁は、暴力犯罪補償庁が主として補償金等の直接的な支援を行い、仮にその給付額等に不服がある場合には市民庁に不服申立をする、という二重の構造を取る、ということは既に説明したとおりである。暴力犯罪補償庁及び地方事務所については、改めて、詳細に説明を加えることとし、ここでは、簡潔に市民庁について説明をする。

市民庁 (Statens Sivilrettsforvaltning: "SRF" と略される。) は、二〇〇四年に、独立した官庁として設立された。後に述べる暴力犯罪補償庁がノルウェーの北部の都市バルドーに所在するのに対し、市民庁はオスロ市内にある (なお、ハーマルにも一〇名程度の職員が在籍する支所がある)。従来、法務省 (ノルウェーでは警察機能も法務省に含まれることから、「法務警察省」とするのが正確である。) が犯罪被害者支援を担っていた。一九九〇年以降円滑な行政の実現のため国家机关の組織の変更の要請と、また充実した犯罪被害者支援政策等を求める時代背景の中で、市民庁は、法務省の下部機関ではあるものの、独立した官庁として設立された。

同庁は、長官をトップとして、総務局、補償局、法律扶助局、そして後見局の四つの局から構成されている。

二〇一四年新たに副長官職が設けられ、元補償局長であったトーマス・ボルノー (Thomas Laurendz Borno) 氏が初代副長官に就任している。市民庁は、犯罪被害者支援政策を担っているが、加えて国民の人権保障のための法律扶助や後見も管轄している。職員数は六五名からなり、大多数が法曹資格を有している。現在、局長以上の役職

にある者で総務局長以外は全て法曹資格者である。この四つの局の中でも最大の規模であるのが補償局であり、約半数の三〇名程度の職員が所属する。現在、市民庁の予算は、年間六三〇〇万クローネ(約一〇億七一〇〇万円)であり、これは運営費、委託費用などに充てられている(犯罪被害者に支給される補償金などは含まれない)。

補償局は、自らが犯罪被害者に補償金の支援をする訳ではなく、暴力犯罪被害補償庁が行った補償の裁定について不服申立てがあった場合、不服審査をするための機関である。暴力犯罪被害補償庁が暴力犯罪被害者からの申請を受けて補償金支給の裁定を行うが、その裁定に不服がある場合に、犯罪被害者は市民庁の中の補償局に申立てをする。暴力犯罪補償庁で裁定された全件の約二五%が不服申立てされ、その内の約二五%で暴力犯罪補償庁の判断が覆されている。なお、法律上は、不服申立てを補償委員会が判断することになっている。もともと、現実には、補償局が同委員会から委託を受けて、裁定を行っている。現在、補償局が裁定を行っているのは全体の約七〇%であり、補償局が実質的な判断を担っていると云ってよい。

(3) スウェーデンについて

スウェーデンについては、既に十分な先行研究⁽¹¹⁾があることから、詳細はそちらを参考にさせていただきたい。ここでは、簡潔に概略だけを説明するにとどめたい。

犯罪被害者庁(Brottsoffermyndigheten: "BOM"と略される)は、一九九四年法務省から独立した機関として首都ストックホルムから北に約六〇〇km離れたウメオに設立された。約一〇〇人近い職員を擁し、その多くが法的な犯罪被害者支援を担っている。各地方の犯罪被害者支援については、ノルウェーでは国が管轄する地方事務所

が行っているのに対し、スウェーデンでは民間の犯罪被害者支援団体が犯罪被害者支援を行っている。犯罪被害者は民間団体と協力をし、地方ごとの犯罪被害者支援を委ねるとともに、これらの団体に対して経済的な支援を行っている。また、ノルウェーでは主に市民庁が補償金の支給に対しての不服申立機関の役割をしていたのに対し、スウェーデンでは、不服審査のための委員会が構成されている。この委員会は、裁判官、大学教授、行政官などの五人で構成されており、年に四回程度開かれる。

犯罪被害者庁の主な活動は、①国による犯罪被害の補償、②犯罪被害者に関する情報の収集・伝達、③犯罪被害者基金の管理、の三つの役割を総合的に果たしている。すなわち、ノルウェーでは、①国による犯罪被害の補償は暴力犯罪補償庁で、②犯罪被害者に関する情報の収集・伝達は地方事務所で行うが、スウェーデンの犯罪被害者庁はこれらの役割を全て果たす。加えて、スウェーデンでは、③犯罪被害者基金の管理も犯罪被害者庁が行っている。具体的には、スウェーデンでは、有罪判決を受けた者に、一判決につき五〇〇クローナ(約七五〇〇円)を徴収することができる、この金銭が犯罪被害者基金の財源となっている。犯罪被害者基金は、直接犯罪被害者に給付はされず、犯罪被害者支援を行う研究者、NGO等に給付されることが特徴である。毎年、日本円に換算して約四億五〇〇万円から五億二五〇〇万円が犯罪被害者基金として給付されている。

4 暴力犯罪補償庁について

(1) はじめに

暴力犯罪補償庁 (Kontoret For Voldsoffererstatning : "KRV" と略される。) は、補償金の給付等に関する裁定を行うことを主な任務とする。加えて、同庁は、全国一四カ所に地方事務所 (Rådgivningskontorene For Kriminalrettsutvalget : RKK と略される) を下部機関として持ちその地方事務所で具体的な犯罪被害者支援が行われている。この、暴力犯罪補償庁と地方事務所を中心にしてノルウェーの犯罪被害者支援政策が積極的に進められている、と言つてよい。

(2) 暴力犯罪補償庁

暴力犯罪補償庁は、首都オスロから北に約一五〇〇 km 離れた、ノルウェーの最北端のバルドーに所在する。同庁は二〇〇三年に設立されていた。二〇一四年九月現在で、職員数は五三名である。二〇一一年七月二二日のテロの犯罪被害者を支援するため、従来の二二名の職員から大幅に増員された。職員が多くが法曹資格者であることは、先に述べた市民庁と同様である。また職員の増員に伴い、施設を拡大している。

従来、犯罪被害者に対する補償金の審査・支給は、地方公共団体が行っていた。しかし、地方公共団体に任せがゆえに、補償金の支給についての地域格差が生じていた。そこで、行政改革の動きと相まって、犯罪被害者支援

の地域格差をなくし、犯罪被害者支援の効率化を図るために、国により暴力犯罪補償庁が設立された。

暴力犯罪補償庁の組織は、補償局、地方事務所及び総務局の三つの部局に分かれる。補償局は、暴力犯罪被害者の補償金支給の申請に対して、その申請の可否や補償金額についての裁定をする。また、地方事務所は、全国一四カ所に設置された地方事務所を管轄している。詳細については、(3)地方事務所述べて、ここでは、ノルウェーにおける補償金の支給についてみたい。

暴力犯罪補償庁が、二〇一三年に六一四六件の補償金の支給を決定しており、総額で約五億三〇〇万クローナ(約七億二六〇〇万円)⁽¹²⁾である。二〇〇四年の支給額が約七四〇〇万クローナであったことから、支給額が約七倍になっていることが分かる。なお、日本の犯罪被害者等給付金の平成二五年の裁定金額は、約一二億三三〇〇万円であった。⁽¹³⁾ノルウェーの人口が約五〇〇万人である⁽¹⁴⁾ことを考えると、ノルウェーが犯罪被害者に対して手厚い支援をしていることが分かる。もつとも、この補償金の支給に関する決定に対して、一三四八件の不服申し立てが、市民庁に対して行われた。

補償金は、「犯罪によって生じた個人的損害を国家が補償する法律」(一三/二〇〇一)⁽¹⁵⁾を根拠として支給される。暴行等の暴力犯罪により身体的、性的そして精神的に被害を被った場合、補償金の申請をすることができる。この中には、精神的なトラウマや長期の治療を要する被害等も含まれる。また、近親者等に対する暴力犯罪を目撃した子どもも、補償金の申請をすることが可能である。

補償金の申請に際しては、犯罪が起こりそれにより損害が生じたことを証明する必要がある。通常は、最終的に刑事判断が加えられた後に、補償金は支払われることになるが、例えば不起訴になったような場合であっても補償金は支払われることがある。すなわち、暴力犯罪補償庁は、刑事手続きとは異なった独自の判断基準で補償金を支

給することが可能である。このような独自の判断が可能であるのも、暴力犯罪補償庁が他の省庁とは独立した官庁であり、法曹資格を有する職員が多くいることが一つの理由である。

なお、注意を要するのは、補償金の支給の対象は暴力犯罪にのみ限られ、財産犯などは含まれない点である。財産犯などは、保険制度によりまかなわれることとなるので、それに含まれない暴力犯罪についてのみ補償金の支給の対象としている。

(3) 地方事務所⁽¹⁶⁾

地方事務所は、暴力犯罪補償庁の傘下にあり、犯罪の被害にあつた人に対して公的な支援を提供することを目的に設立された国の機関である。地方事務所の歴史は、一九九六年に遡り、当時、退職したボランティア警察官による犯罪被害者支援組織としてスタートした。その後、全国の犯罪被害者支援組織ができたが、その提供する支援の全国での均一化を図る必要が生じた。また、全国に散らばっているそれぞれの事務所が連携することで、効率的な活動も図ることができる。そこで、地方事務所は暴力犯罪補償庁の下部組織として、国の組織の中に組み入れられた。

地方事務所では暴力犯罪のみならず全ての犯罪被害の支援を対象としており、暴力犯罪補償庁が暴力犯罪の被害者の支援のみを対象とするのに対してその活動範囲は広い。犯罪被害者はもちろんのこと、その家族や友達、さらには犯罪と何らかの関係があるもの全てが利用することができる。犯罪を目撃した者も支援の対象に含まれる。

具体的な活動の内容としては、①支援、助言及び指導の提供、②犯罪被害者補償金申請等の補助、③犯罪被害者被害が有する権利に関する情報提供、④裁判手続き前・中・後を通じての証人支援である。

地方事務所は、ノルウェー全国に一四カ所⁽¹⁷⁾あるが、ノルウェーの人口が約五〇〇万人であることを考えると、人口

三七万人あたり一カ所の地方事務所があることになる。例えば、東京都で換算すると三六カ所の犯罪被害者支援地方事務所があることになる。このことから、ノルウェーがいかに手厚い被害者支援政策を行っているかが分かる。

一四カ所の地方事務所には、合計で二二名の専門職員が配属されている。ボランティアの元警察官により発足した経緯から、現在でも、元警察官が多い(八名)。もつとも、近年は元警察官以外も増えており、訓練を受けた医療関係者(五人)、訓練を受けたソーシャルワーカー(五名)、それ以外(例えば、行政職員、退役軍人など三名)など、犯罪被害者支援に関わる経験を持つものが広く関わっている。

地方事務所では、様々な形で犯罪被害者支援を行っているが、基本となるのは、犯罪被害者の話を専門職員がじっくりと聞くことである。地方事務所では、必要があれば長い時間をかけて、犯罪被害者から話を聞き、その上で、支援、助言さらには指導をしていく。その際には、犯罪被害者が持つ権利、警察にどのように告訴・告発するか、刑事手続きの流れ等についての情報提供を行う。また、警察、医療機関その他その犯罪被害者ごとに適した機関への引き継ぎも行う。さらに、暴力犯罪補償庁への補償金申請の支援もするほか、仮にその決定に対して不服がある場合の市民庁への申立てについても支援することがある。犯罪被害者のみならず、証人の支援も行っており、地方裁判所との連携も行っている。

オスロ地方事務所を例にとると、二〇一五年一月から六月までの間に、相談者数は三〇七人であった。性別は、男性六五%、女性三五%であり、また外国人は三二%であった。罪名別で見ると、暴力犯罪四五%、性犯罪二四%、家族間暴力二二%、などであった。具体的な支援の内容としては、補償金の申請支援が多く、全体の六五%はそれにかかわるものであった。地方事務所を知ったきっかけとしては、警察を通じてが五〇%、インターネット一六%、ヘルプライン八%、裁判所や弁護士七%であった。

同時期のノルウェー全体の地方事務所を見ると、相談者数は二八二一人であり、男性五二%女性四八%であった。外国人の割合は六・五%とオスロ地方事務所と比べると割合が低い。罪名別で見ると、暴力犯罪三六%、性犯罪二〇%、家族間暴力一四%、などであった。また、補償金の申請業務にかかわった割合は四八%であった。地方事務所を知ったきっかけとしては、警察が三九%、インターネット一一%、医療関係七%であった。なお、二〇一三年では、一年を通じて地方事務所全体で年間七八五六件の相談を受けた。

地方事務所は、人口数に比べ、その数が多すぎるのではないかとも思われる。しかし、オスロの犯罪被害者支援地方事務所の例をとっても、決して多過ぎる訳ではない。むしろ、フル稼働している状況にある。日本と単純に比較することは出来ないものの、日本の人口比で引き直すと、日本では三五〇カ所近い国が行う地方事務所が必要となる。

5 おわりに

二〇〇四年一月犯罪被害者基本法が制定され、日本は犯罪被害者支援政策を推し進めた。その後、二〇〇五年一月には第一次犯罪被害者等基本計画、二〇一一年三月には第二次犯罪被害者等基本計画が策定された。その間も、二〇〇八年一月犯罪被害者参加制度が施行されている。

しかし、既に見てきたように、国のレベルで考えると、官庁間の縦割り行政の弊害は根本的には解消されていない。さらに、国の犯罪被害者支援を推進していた内閣府の業務の多くが国家公安委員会に移管される。今後、国家公安委員会が、今まで内閣府が有していたノウハウをきちんと継承し、犯罪被害者支援を行うことができるのか、未知

数である。また、地方公共団体のレベルで考えても、犯罪被害者支援には依然として地方間に大きな格差がある。

このように様々な弊害があることを考えると、国が先頭を切って、犯罪被害者支援の姿勢を明確にする必要があるように思われる。その際には、犯罪被害者支援を日本が積極的に行うことを示すため、犯罪被害者に関わる施策を一望することができる一つの官庁が担当することが重要である。また、その官庁が被害者支援政策に関して一元的に責任を取れることを明確にすることで、犯罪被害者支援政策の責任の所在も明らかにするべきだろう。そのためにも、犯罪被害者支援を担うための専門的官庁を設立することは急務である。

現在の日本では、官庁は縦割り行政の弊害に陥り、また地方自治体間の地域格差も生じている。かつて暴力犯罪補償庁が各地方自治体に委ねられていた被害者支援を、地域格差の解消や効率化のために設立されたことに思いを馳せれば、日本でも犯罪被害者庁を導入するべきではないだろうか。このことで縦割り行政の弊害を回避できることは言うまでもない。日本では、今まさに、犯罪被害者庁導入を考えるべき時期に来ている。

(1) 内閣府『平成二六年度版 犯罪被害者白書』(二〇一四年)一九四・一九五頁。なお、本稿では、特にことわりのない限り犯罪被害者遺族等も含めた広い意味で、「犯罪被害者」と示した。法律等の名称で犯罪被害者遺族を含めた場合に「犯罪被害者等」とする場合にはその表記に従った。

(2) 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会では、二〇一四年九月一日〜一九日、ノルウェー及びスウェーデンの犯罪被害者庁への視察団を派遣している(合間利「ノルウェー王国やスウェーデン王国における犯罪被害者支援についての調査報告」自由と正義 Vol.65 No.12(二〇一四年)七六・七七頁。この視察の内容は、報告書「ノルウェー・スウェーデン犯罪被害者支援制度に関する調査報告書」犯罪被害者庁(被害者支援に特化した国家機関)を中心に「」にまとめられている。同報告書では犯罪被害者庁はもちろん、ノルウェー及びスウェーデンの主な犯罪被害者支援についても詳細に言及されている。

また、近年、犯罪被害者庁に関わる講演会も活発に行われている。二〇一三年九月五日にはノルウェー王国から市民庁アンネ・

- パウリーネ・イェンセン(Anne Pauline Jensen)及びトマス・ラウレンツ・ボルヌー(Thomas Laurendz Borno) 補償局長が「ノルウェーにおける犯罪被害者支援について」と題した講演会(主催・ノルウェー王国大使館主催、共催・日本弁護士連合会)を行っている(ノルウェー王国大使館HP http://www.norway.or.jp/norwayandjapan/policy_soc/policy/The-Norwegian-citizen-Agency-visit-to-Japan--crime-victim-assistance-in-Norway/#:v=glpbu8eM8)。
- さらに二〇一五年一〇月三〇日には、日本弁護士連合会がノルウェー王国大使館ノルウェー王国から暴力犯罪補償庁リタ・バッケン(Rita Bakken) 犯罪被害者支援地方事務所局長及びイーバル・アンドレ・ホルム(Ivar Andre Holm) 広報官らを招聘し、「日本に犯罪被害者庁をつくるなら」と題したシンポジウム(主催・日本弁護士連合会、後援・ノルウェー王国大使館等)を開催している(二〇一五年一〇月三二日付け読売新聞(和歌山版・朝刊)三二頁)。
- (3) スポーツ・青年局は、二〇一五年一〇月一日、スポーツ庁設立に伴い廃止されている。
- (4) 参議院ホームページ <http://www.sangin.go.jp/japanese/johol/kousei/vote/189/189-0904-v002.htm> 二〇一五年一〇月四日アクセス。
- (5) 平成二七年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」(二〇一五年五月二二日)資料一「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて(平成二七年一月二七日閣議決定)」<http://www.w8.cao.go.jp/hanzai/local/pdf/work2015/s3.pdf>。
- (6) 平成二七年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」(二〇一五年五月二二日)資料二「内閣官房・内閣府見直し法案の概要」<http://www.w8.cao.go.jp/hanzai/local/pdf/work2015/s3.pdf>。
- (7) データ等については、平成二七年度都道府県・政令指定都市 犯罪被害者等施策主管課室長会議で行われた及川京子参事官(内閣府犯罪被害者等施策推進室)配布資料による。なお、データはいずれも平成二七年四月一日現在のものである。
<http://www.w8.cao.go.jp/hanzai/local/work2015.html>。
- (8) 北欧の犯罪被害者庁のより詳細な説明としては前掲3)。また、スウェーデンの犯罪被害者庁については、後掲10)。
- (9) 齋藤実「北欧における犯罪被害者庁について―ノルウェーの市民庁・犯罪被害者支援政策を中心として―」自由と正義(二〇一三年)Vol. 64 No. 12 二九～三三頁。
- (10) ノルウェーの全人口は二〇一五年一月一日現在で五一六万五八〇二人である(ノルウェー中央統計局HP <http://www.>

- ssbno/en/befolkning/artikler-og-publikasjoner/_attachment/225818?_ts=14d005cc3c8 二〇一五年一〇月二日アクセス)。
そのため、日本との人口比を考慮の場合には、二〇一五年九月一日現在で概算値として一億二六八五万人であることから
(総務省統計局HP <http://www.stat.go.jp/data/jinsu/new.htm>二〇一五年一〇月二日アクセス)、約二五倍して考えていた
だきたい。
- (11) 矢野恵美「スウェーデンにおける国による犯罪被害者対策と『女性に対する暴力』への対策」犯罪被害者学研究二二号
(二〇一二年) 六七〜八二頁。
- (12) 一クローナは一四・二四三二九円(二〇一五年一月五日現在)。
- (13) 前掲1) 四三頁。
- (14) 二〇一四年の時点で五一六万五八〇二人であった。 http://www.ssb.no/en/befolkning/artikler-og-publikasjoner/_attachment/225814?_ts=14d005aeb20。
- (15) この法律は、二〇〇一年七月一日に施行されている。その後、二〇〇八年、二〇〇九年、そして二〇一一年に改正されている。
暴力犯罪補償庁に関して出る数字については、二〇一五年九月三日時点のものである。また、これらの数字は、オスロ犯
罪被害者支援事務所のダック・ハルガード(Dag Halgard)氏から提供を受けた資料に基づく。同氏には、この場を借りて、
感謝申し上げたい。
- (17) ベルゲン(Bergen)・ボドオー(Bodø)・ドランメン(Drammen)・フレドリクスタ(Fredrikstad)・ハーナル(Hamar)・
ハウゲスン(Haugesund)・クリスティアンサン(Kristiansand)・オスロ(Oslo)・スタバンゲル(Stavanger)・ステインヘー
ル(Steinkjer)・トルムン(Tromsø)・トロンハイム(Tronheim)・トンスベルグ(Tønsberg)・ヴァルデー(Yardø)の
一四カ所¹⁸⁾ (<http://www.voldsofferstatning.no/stavanger.313975no.html>)。